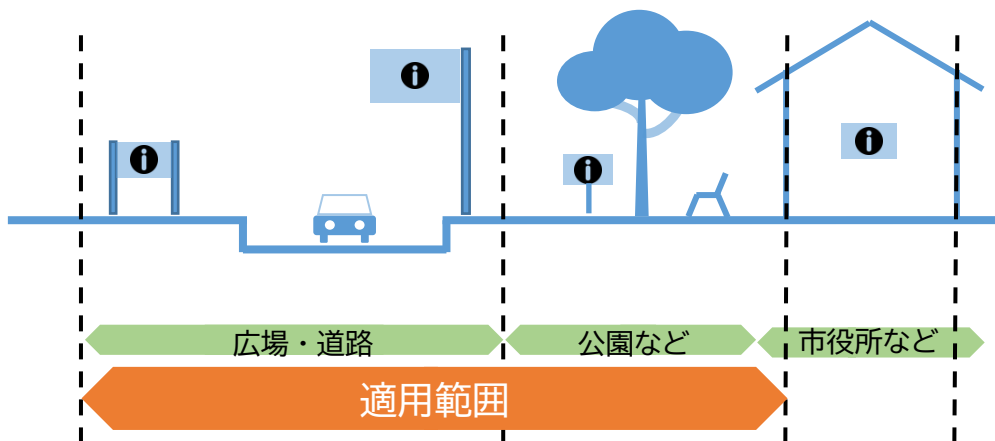


3. 適用範囲

岸和田市公共サインガイドラインの適用範囲は、市内全域（景観計画区域）とし、岸和田市が公共空間に設置する標識や案内看板等を対象とします。

適用除外と考えられるものであっても、行為の検討時点で都市計画課へ協議いただくようお願いします。



【適用除外となるもの】

- 道路管理者が設置する道路標識設置基準に規定された標識など、法令等により設置することや意匠が規定されているもの
- 建築物の内部に設置されるもの（特定屋内広告物を除く）※1
- 岸和田市サインデザインマニュアルなど、他のサインマニュアルに則ったもの
- 岸和田市環境デザイン委員会※2で協議し、指導助言に準拠したもの

※1 建築物の内部に設置される広告のうち、建築物のガラス面の内側から屋外の公衆に向けて表示されているもの（特定屋内広告物）は、ガイドラインの適用範囲とします。

※2 岸和田市環境デザイン委員会は、景観法 16 条届出行為等について調査審議する市の附属機関です。